

松江市告示第 152 号

松江市建設工事請負契約書の書式（平成 23 年松江市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
松江市建設工事請負契約約款 (前払金の使用等) 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。	松江市建設工事請負契約約款 (前払金の使用等) 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。